

消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部の設置について

平成 24 年 4 月 24 日
閣 議 決 定
平成 24 年 10 月 26 日
一 部 改 正

1. 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号ホ(5)に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策を推進するため、内閣に消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係大臣等を構成員に追加することができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。
本 部 長 副総理
副 本 部 長 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官
本 部 員 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（消費者）
3. 本部長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

(案)

幹事会の設置について

平成 24 年 4 月 24 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等
のための検討本部長決定
一部改正：平成 24 年 10 月 26 日

1. 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（以下「本部」という。）の下に幹事会を置く。
2. 幹事会は、幹事として指定する以下の官職にある者により構成する。
議長 内閣官房副長官補
構成員 内閣府大臣官房総括審議官
消費者庁次長
総務省大臣官房総括審議官
総務省自治税務局長
財務省主税局長
厚生労働省政策統括官
農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁長官
国土交通省政策統括官
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
3. 議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針 (中間整理の具体化) (案)

平成 24 年 10 月 26 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定

転嫁対策・価格表示については、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において平成 24 年 5 月 31 日に「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況」として中間整理をまとめたところである。

その後、この検討本部において、

- ① 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である
- ② 今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である

との認識の下、この中間整理において示された対応の方向性に沿って、必要とされる対策の更なる具体化について検討を進めてきた。

今般、社会保障・税一体改革関連法の成立を受け、この検討本部を、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部に改組し、転嫁対策・価格表示に関する対策を推進していく体制を整備したところである。

今後は、この対策推進本部において、この関連法に盛り込まれた規定に基づき、下記に掲げる基本的な方針にしたがって対策の具体化を更に進め、必要な措置を講じていく。

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

1. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、転嫁拒否等に関する相談窓口については全国各地からの相談に対応できるよう、万全の体制を構築しなければならない。このことを踏まえ、下記のように相談窓口体制を整備する。

【電話相談】

- ・ 全国各地からの転嫁拒否等に関する電話相談、メール相談に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を内閣府に設置することとし、そのための内閣府設置法の改正を行う。
- ・ 総合相談センターにおいては、転嫁に関する相談に加え、価格表示、便乗値上げに関する相談についてもスムーズに対応できるよう、財務省（国税庁）及び消費者庁とも連携して必要な体制整備を行う。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、専用電話番号を設ける。また、公正取引委員会では、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）に関する相談にも対応する。

【対面相談】

- ・ 転嫁拒否等をされた事業者の対面相談に応じるため、各業界の所管省庁に相談窓口を設ける。また、各業界の所管省庁は、業界の事情に応じて、その地方部局にも相談窓口を設けるとともに、業界団体にも相談窓口を設けるよう要請する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、相談窓口を本省等だけでなく、地方部局にも設ける。また、公正取引委員会では、転嫁カルテル、表示カルテルに関する相談の対面相談にも対応するとともに、転嫁拒否等に関して地方の中小事業者にも対面相談の機会を設けるため、地方の中小事業者向けに移動相談会を実施する。

- ・ 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。また、都道府県の税務関係部署においても改正地方税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応するよう、都道府県に対して要請する。
- ・ 都道府県・市町村のその他の関係部署においても、転嫁に関する相談窓口を設けるよう都道府県・市町村に対して要請する。

○ 転嫁拒否等をされた事業者からの相談内容に応じて転嫁対策調査官（仮称）の調査につなげられるよう、相談窓口と転嫁対策調査官との連携を確保する（「2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備」参照）。

2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

（1）独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例となる立法措置を講ずる。その立法措置には、下記に掲げる事項を含む。

- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。
- ・ 各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
- ・ 経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
- ・ 公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を採るよう勧告・公表する。
- ・ 公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

- 事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。なお、適用除外制度利用時の事業者等の事務手続負担に配慮する。

(2) 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- 転嫁拒否等の行為の取締り・監視強化のため、公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、所要の体制整備を行う。また、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を置く。
- 転嫁拒否等をされた事業者からの相談は、場合によっては転嫁対策調査官の調査等の端緒となり、効果的な取り締まりに資するものである。このような考え方も踏まえ、下記のように相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築する。
 - ・ 総合相談センターについては、各業界の所管省庁に総合相談センターの分室を設置するとともに、その相談内容について、転嫁対策調査官による調査等への適切な活用を図る。
 - ・ 総合相談センターを含め、各省庁等に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡され、必要に応じて調査・指導が可能となるよう政府全体として体制を整備するとともに、その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）を内閣官房に設置する。
 - ・ 都道府県・市町村に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡されるよう、都道府県・市町村に対して、関係省庁と都道府県・市町村との連携体制構築についての協力を要請する。

(3) 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- 事業者間では税率引上げ時より早い時期から新税率下での取引価格の交渉が始まるといった現実を踏まえ、下記の取組を実施する。

- ・ 転嫁拒否等を厳しく監視する姿勢を示すため、公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、平成 25 年 10 月頃を目途に事業者に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう要請文書を発出するなど、早期に取組を実施する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、違法行為を効果的に摘発するために、特別調査を平成 25 年度から実施する。平成 26 年度以降は、各業界の所管省庁とともに、平成元年の導入時及び 9 年の引上げ時を大幅に上回る規模の書面調査を実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査を実施する。また、違法行為の未然防止を図るため、その旨を事前に公表する。

3. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等の運営の開始時期と終了時期

- 新税率を前提とした事業者間の価格交渉は税率引上げ前より早い時期から始まるといった現実を踏まえると、税率引上げの半年前（平成 25 年 10 月 1 日）には、相談窓口や転嫁対策調査官による調査等の行政運営を開始する必要がある。これらの行政運営には、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するためにも、半年程度の十分な準備期間をとって万全を期す必要があり、来年 4 月には所要の準備を開始できるよう法制度を整えておく必要がある。そのため、所要の措置を講じるための関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 二段階目の消費税率の引上げ後も、転嫁に係る状況を十分に注視しなければならないことから、転嫁拒否等に関する相談体制、独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置などの転嫁拒否等の調査等の枠組みは、平成 29 年 3 月末まで継続する。

4. 便乗値上げ等への対応

- 公正取引委員会は、競争制限的行為による便乗値上げを防止するため、独占禁止法を厳正に運用する。
- 消費者庁において、便乗値上げ防止のため、生活関連物資等の価格動向の調査、監視を行うとともに便乗値上げに関する電話相談窓口を設け、必要に応じて各業界の所管省庁に連絡する体制を整備する。各業界の所管省庁は、それぞれの監督権限に基づき、必要に応じて調査・指導を行う。

- 消費税引上げ分の還元や値引き、それらを連想させる表示については、経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に悪影響が及ばないよう適切な対応を要請する。

Ⅱ. 広報

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保していくためには、転嫁拒否等に関する相談体制や調査等の枠組みの整備といった転嫁拒否等に係る事案が発生した場合の対応だけでなく、このような事案が発生しないよう、事業者や消費者に、転嫁等に関する理解を深めていただかなければならない。そのため、下記のように政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動や説明会の開催等を行っていく。
 - ・ 政府広報の一環として、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担を求める税であることや、転嫁、価格表示及び便乗値上げに関する問題について分かりやすく記述した一般向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、財務省（国税庁）及び消費者庁が連携して作成し、各府省庁の地方部局等あらゆるチャネル、それぞれが主催する会議などのあらゆる機会を通じて配布・周知する。さらに、パンフレット等の配布だけでなく、効果的な広報が可能となるよう各種メディア（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネット等）を活用する。
 - ・ 消費税の転嫁等に関して講ずる立法措置や支援措置を分かりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）のそれぞれにおいて作成・配布するとともに、各業界の所管省庁や業界団体を通じて配布・周知する。
 - ・ 公正取引委員会において、消費税の転嫁等に関して講ずる新たな立法措置についてのガイドラインを作成し、周知する。また、公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁等のためにどのような行為を独占禁止法・下請法に違反することなく行えるか等について、ガイドラインにおいて明確化する。各業界の所管省庁は、平成 25 年 10 月頃を目途に、それぞれの業界に対し、新たな立法措置及びこれらのガイドラインを遵守するよう指導通知を発出する。

- ・ 公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）において説明会を開催するだけでなく、各業界の所管省庁において、それぞれの業界向けに、必要に応じて、転嫁等に関する説明会を開催する。講師については、それぞれの専門性を有する公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）の職員が務める。
- ・ 政府一体となって、転嫁等に関する広報活動、説明会の開催等を推進していくため、内閣官房に設置する消費税価格転嫁等対策推進室にその司令塔機能を持たせる。
- ・ 都道府県・市町村に対して、地域住民の理解を得るためにも、パンフレット等の配布・周知や説明会の開催等に関して協力を要請する。

Ⅲ. 公共料金

- 公共料金については、今回の税率引上げが段階的に実施されることを踏まえ、公共料金において消費税転嫁をどのように行うかについて、事業者におけるシステム改修等の負担や転嫁に伴う消費者への影響を考慮し、政府において、消費者庁を中心に、各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理し、公表する。
- 消費税引上げ相当額の価格転嫁のための改定を行う場合には、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

Ⅳ. 価格表示に関する事項

- 表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。（再掲）
- 各業界の所管省庁を通じ、各業界からの総額表示の弾力的運用に関する要望を把握し、その要望に応じ必要な弾力的運用のあり方について検討を行い、事業者の準備に係る期間も考慮し、適切な段階で事例集等を公表する。

V. 税制上・予算上の措置等

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するため、転嫁対策調査官による調査等や相談窓口の円滑な運営、広報活動に支障が生ずることのないよう、既存の歳出予算・定員全体を厳しく見直しつつ、所要の予算・定員を確保する。
- 平成 25 年度予算政府案の閣議決定以後、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策に係る実務的な作業を推進していくため、来年 1 月を目途に、消費税価格転嫁等対策推進室の前身となる準備室を内閣官房に設置する。
- 政府、独立行政法人、公益法人等が行う物品・サービスの調達に関し、既存の歳出予算を厳しく見直しつつ、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映する。また、地方公共団体が行う物品・サービスの調達に関して、同様の対応を要請する。
- 外税方式の端数処理の特例の措置、延滞税の利率を含めた負担の見直しの税制措置について、平成 25 年度税制改正の過程で結論を得る。
- その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。

消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）（案）のポイント

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

- 転嫁拒否等に関する相談体制を整備
 - ・ 電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置。
- 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備
 - ・ 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
 - － 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る。
 - － 転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする。
 - ・ 転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備
 - － 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（仮称）を置く。
 - － 相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築。その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）を設置。
 - ・ 事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施
- 税率引上げの半年前には、相談窓口や転嫁対策調査官（仮称）による調査等の行政運営を開始
 - ・ 来年4月には準備を開始できるよう関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 便乗値上げ等への対応
 - ・ 価格動向の調査、監視を行うとともに電話相談窓口を設置。関係省庁間の連絡体制を整備。

II. 広報

- 政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動（パンフレット・ガイドライン等を作成・配布）や説明会等を実施

III. 公共料金

- 各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理・公表

IV. 価格表示に関する事項

- 総額表示に関する弾力的運用のあり方について検討

V. 税制上・予算上の措置等

- 政府調達に関して、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映
- 予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化

1. 趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例を設ける立法措置を講ずる。

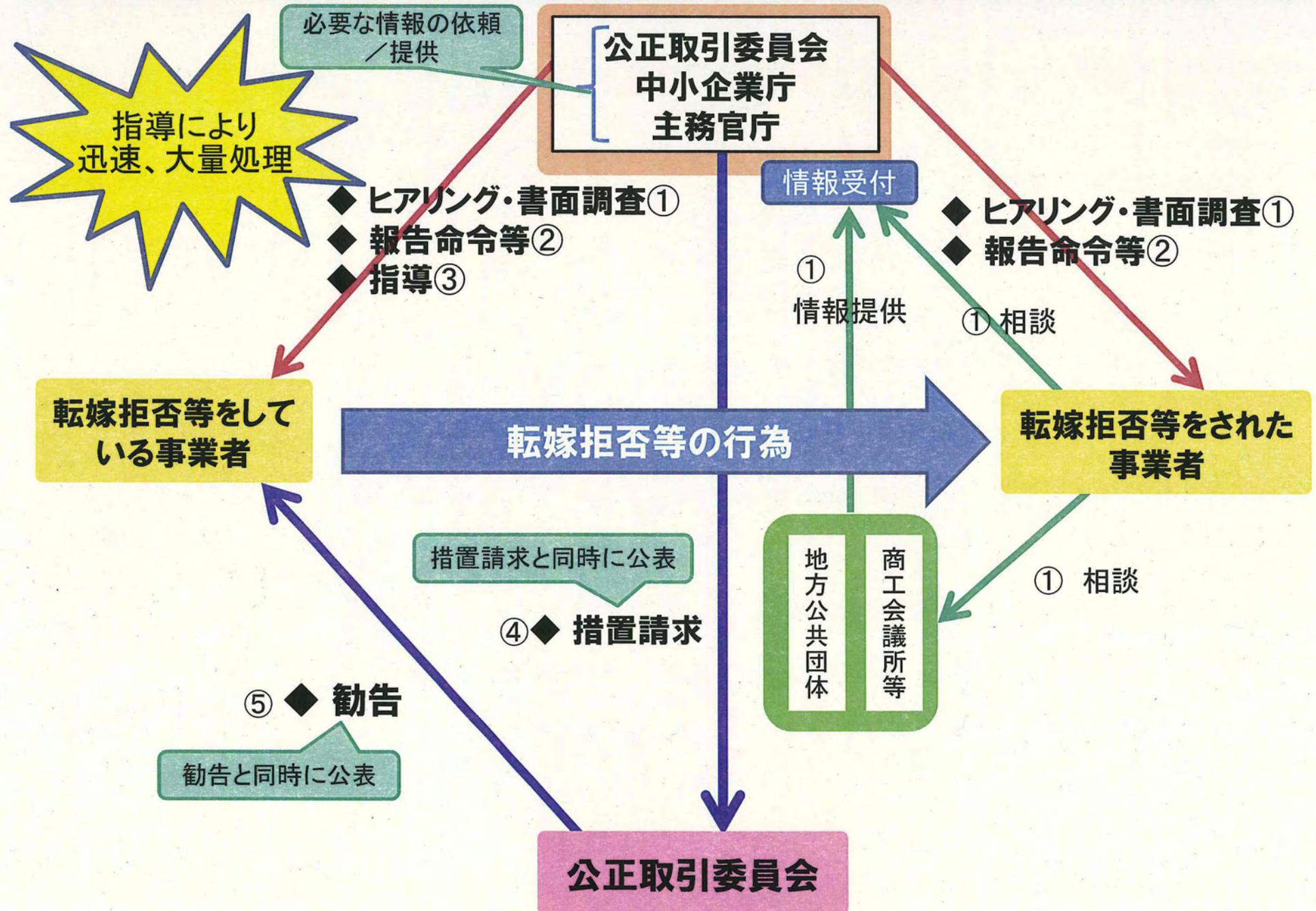
2. 概要

➤ 消費税の転嫁拒否等の行為の取締り・被害者の救済

- ・公正取引委員会及び経済産業省(中小企業庁)は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。
- ・各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
- ・経済産業省(中小企業庁)及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
- ・公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を採るよう勧告・公表する。
- ・公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

(平成29年3月末までの時限的な措置とする。)

転嫁拒否事案に対する処理スキーム(概要)



各相談窓口役割整理イメージ

資料6

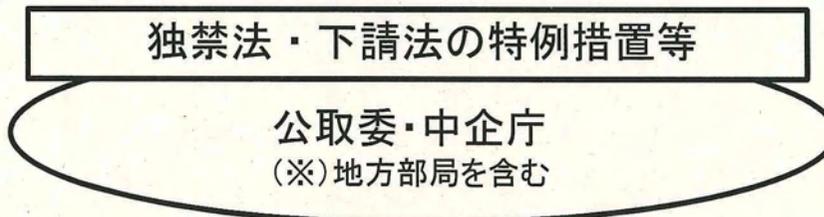
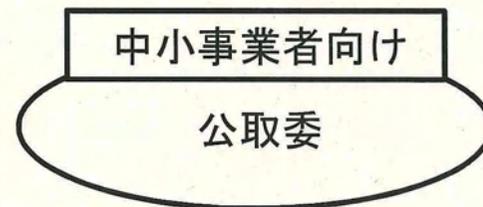
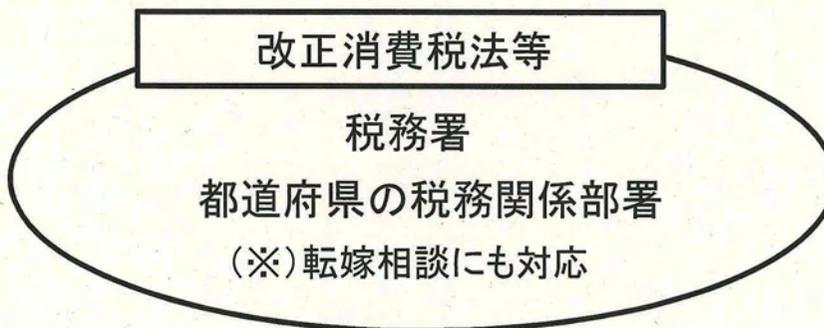
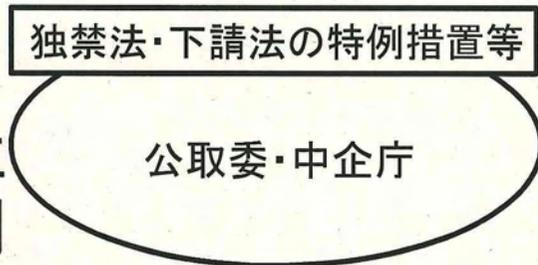
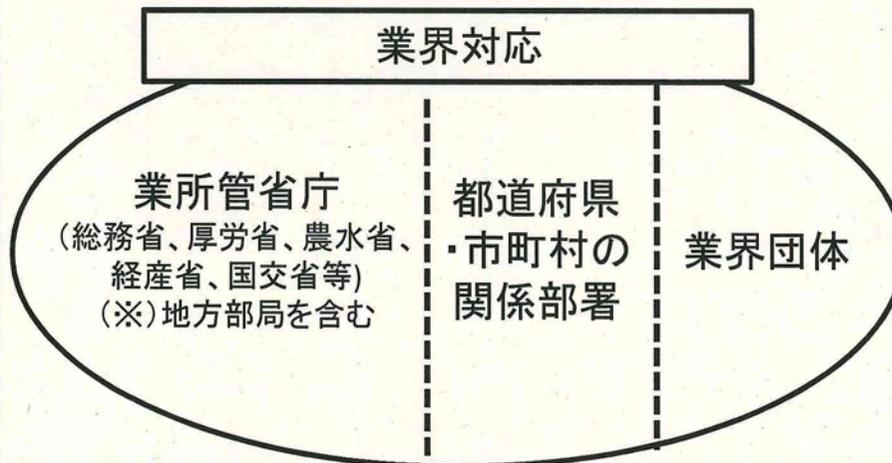
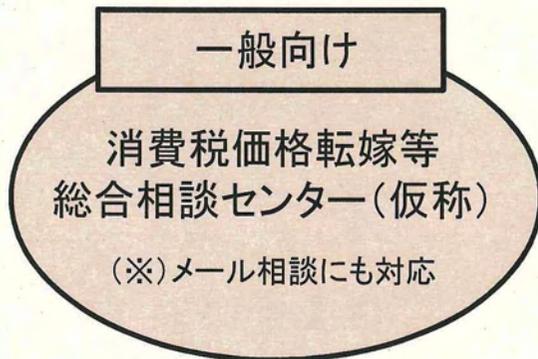
電話相談

対面相談(対面)

移動相談(対面)

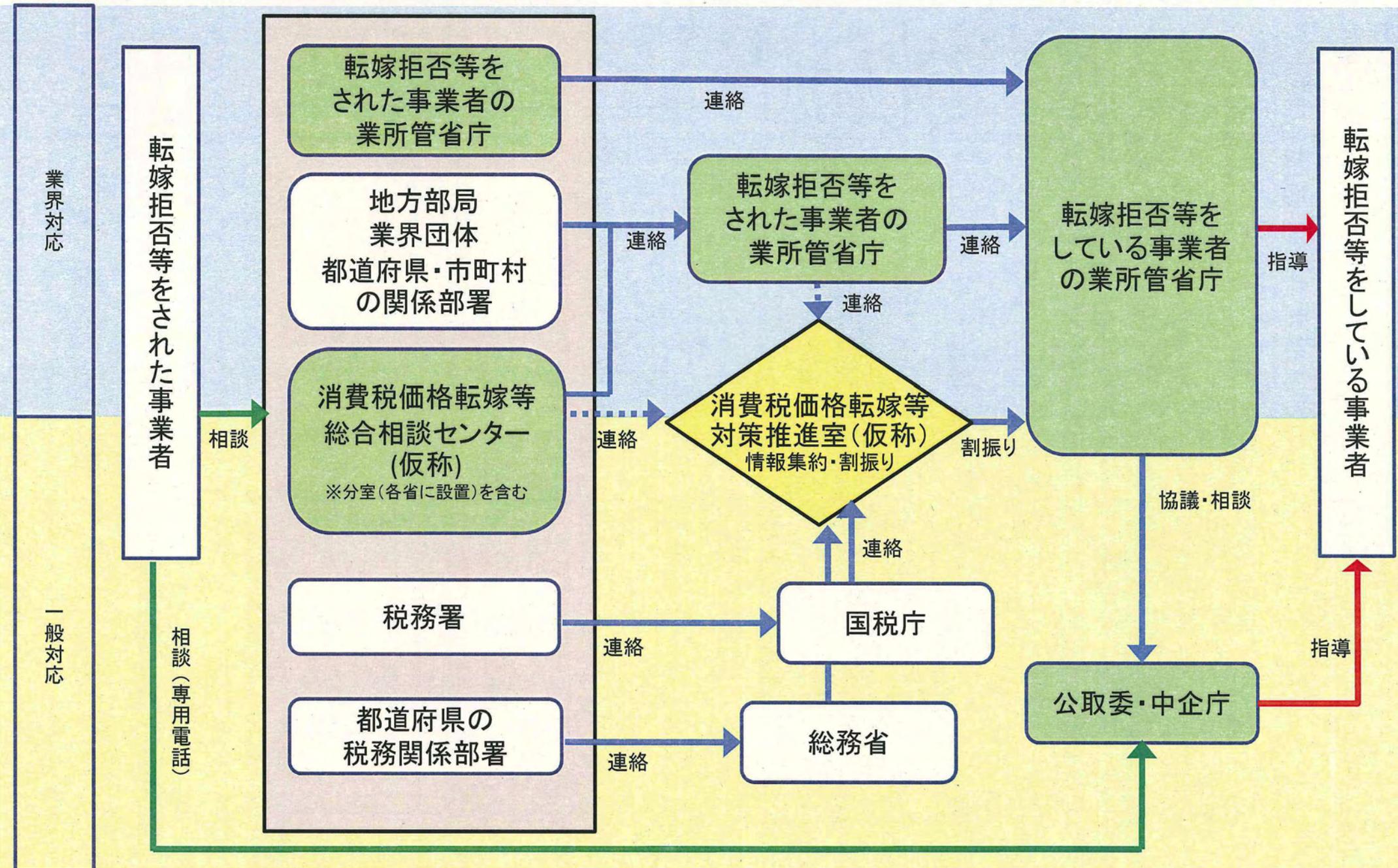


専門性高



転嫁拒否事案の相談に係る処理フロー(イメージ)

※ 緑色の省庁等は、消費税価格転嫁等対策推進室(仮称)と連携



社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ～ニ （省略）
 - ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
 - (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
 - (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
 - (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
 - (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
 - (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。
 - (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。
 - ヘ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税（消費税を含めた価格を表示しない価格表示の方法をいう。）、内税（消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。）等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。
 - ト～ヨ （省略）
 - 二～八 （省略）

転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況 (中間整理)

平成 24 年 5 月 31 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税である。その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である。

特に、今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である。その際、民主党が各業界団体からのヒアリングをもとに取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」(平成 24 年 5 月 22 日)に示された提言を全面的に反映するとともに、関係各省が業界団体等から行っているヒアリング等の結果も勘案し、万全の対策を講じることが必要である。

以上の観点から、今般、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において、転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況を中間的に整理した。今後、引き続き、関係業界等からの意見聴取を更に継続して課題の整理を行うとともに、必要とされる対策の更なる具体化について検討を進めて行く。

※ 下記に掲げる対応の方向性のうち、◎を付しているものは、前回の消費税率引上げ時に行っていない対応策を含む。

1. 円滑な転嫁の推進

(1) 消費者・事業者に対する広報等

- 今般の改革では、消費税収(現行分の地方消費税を除く。)を社会保障財源化し、国民に還元するという一体改革の意義に加え、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担を求める税であることを広く国民に理解していただけるよう十分な説明を行う。
- その際、各省が共通で使用できる分かり易いパンフレット等を作成し、各省庁の地方支分部局等を通じて配布する等の取組の他、政府広報室を中心に、各種メディア(テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネット等)を通じ、質的にも量的にも効果的な広報活動を行う。
- 各都道府県や市町村に対しても、地域住民の理解を得るための広報活動等を要

請する。

- 各省庁において所管する業界や団体等に対して、分かり易い事業者向けガイドラインやパンフレット等の作成・配布、機関紙や講習会などあらゆる機会を捉えた周知徹底、必要な通知の発出などを行う。
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現に資するよう、独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、各種業界団体に対し、独占禁止法及び下請法の遵守を要請するとともに、講習会等を開催する。
- 消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び下請法の考え方（ガイドライン）を策定するとともに、早期よりその周知徹底を行う。
- ◎ 今回の税率引上げが段階的に実施されることも踏まえ、公共料金において消費税転嫁をどのように行うかについて、政府において各料金に共通する基本的な考え方を整理し示すことなど、対応を検討する。
- ◎ 価格改定やシステム改修等の税率引上げに向けた準備に前もって取り掛かれるよう、税率引上げの相当程度前の段階で、税率引上げに伴って講ずる措置を事業者に対して周知する。

(2) 相談窓口の設置

- ◎ 事業者等からの転嫁・価格表示に関する相談について、政府共通の相談窓口を設け、全国共通の電話番号やメールを使った相談体制を整え、同時にその相談窓口の広報を積極的に行い、相談者の匿名性を確保しつつ、相談する側の立場に立って対応する。
- ◎ 公正取引委員会及び中小企業庁において、消費税の転嫁に係る優越的地位の濫用及び下請法上の問題についての相談に対応する専用電話番号を設けるなど、相談窓口を整備する。
- ◎ 公正取引委員会において、中小事業者向けの移動相談会を実施し、中小事業者からの苦情・相談に積極的に対応する。
- 中小事業者向けに、中小企業団体と連携しつつ、消費税の価格転嫁等に関する

相談に対応するための相談窓口を設置するなどの相談体制を構築する。

- 各省庁及び地方支分部局に相談窓口を設置し、消費者・事業者からの問合せ、相談等に対応するとともに、所管する公益法人等にも相談窓口を設ける。
- 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設けるとともに、相談窓口では、転嫁・価格表示に関する相談についても、適切かつ丁寧に対応するほか、国税当局として転嫁・価格表示に関して関係省庁と協力して取り組む。
- 各都道府県の本庁及び税務事務所等に相談窓口を設置するとともに、相談窓口で得た情報を迅速かつ適切に関係機関へ連絡できるような体制を整備するよう、各都道府県に要請する。

(3) 独占禁止法・下請法の更なる対応

- ガイドラインにおいて、独占禁止法上の考え方を分かりやすく記載することによって、優越的地位にある企業による濫用行為を未然に防止するとともに、被害を受けた企業が具体的にどのような行為が違反となるのか理解することを助け、公正取引委員会に申告することを容易にする。
- ◎ それぞれの所管業種について独占禁止法及び下請法に違反すると思われる事例に接した場合における公正取引委員会への通報窓口を関係省庁に設置し、効果的な端緒情報の入手に努める。
- ◎ 原則として消費税の転嫁の拒否やこれに類する行為を行えないような立法措置の在り方について、関係省庁間で更なる検討を行う。
- ◎ 優越的地位の濫用に対する監視・取締りの強化に向けた政府の姿勢をより明らかにするためにも、公正取引委員会において定めたガイドラインに従うよう、各省から関係業界に対して指導通知を発出する。
- ◎ 必要に応じ、消費税導入時に実施した消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）を独占禁止法の適用除外とするための法的措置を講ずることを検討する。

(4) 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- ◎ 公正取引委員会と中小企業庁が連携し、消費税相当額の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをしている行為を効果的に摘発するため、親事業者及び下請事業者に対する特別調査を平成元年の導入時（親事業者 7,000 社、下請事業者 66,000 社）及び 9 年の税率引上げ時の発送数（親事業者 1,000 社、下請事業者 5,000 社）を大幅に上回る規模で実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査も実施する。また、違反行為の未然防止を図るため、その旨を事前に公表する。
- ◎ 事業者間では税率引上げ時より早い時期から新税率下での価格交渉が始まるといった現実を踏まえ、政府においても税率引上げの半年以上前から事業者に対し要請文書を発出するなど、優越的地位の濫用を厳しく監視する姿勢を示すため、早期に取組みを実施する。

(5) 転嫁状況に関する監視・検査体制の強化

- ◎ 公正取引委員会、中小企業庁が、各所管省庁と連携して、情報提供を受身で待つのではなく、積極的に独占禁止法や下請法上の違反行為等の情報収集・調査を行うこととし、時限的に人員を拡大するなど、転嫁状況に関する監視・検査体制を強化するための所要の体制整備を図る。
- ◎ 政府全体として、取引上の優越的地位の濫用等の監視・取締りに資する各省横断的な仕組みを検討する。

2. 価格表示のあり方

(1) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定

- ◎ 公正取引委員会において、ガイドラインの中で、表示の統一が独占禁止法上問題なく行えることを明らかにするとともに、その周知徹底を行う。また、必要に応じ、消費税導入時に実施した消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）を独占禁止法の適用除外とするための法的措置を講ずることを検討する。

(2) 税率引上げ時の総額表示義務の弾力的運用

- ◎ 消費税率の引上げが段階的に実施されるため、事業者における値札貼替え作業

などの事務負担が増大することにも配慮し、書籍における例（書籍本体には「本体価格〇円＋税」などと記載する一方、書籍に挟んである短冊に総額を表示）等を参考に、消費者に最終的な支払額を誤認させないための代替的な措置を講じていけば、総額表示義務を弾力的に運用することを検討する。

- ◎ 各省庁において所管業界からの意見聴取等を通じ、弾力的運用に関する事業者の要望を的確に把握する。
- ◎ 各事業者の業態の特性に応じ、消費者に最終的な支払額を誤認させないための弾力的な代替措置の方策について整理を行い、総額表示義務違反にならない事例をまとめたガイドラインや事例集等を作成し、周知徹底を行う。これにより、事業者が税率引上げ時に値札の入れ替え等を円滑に実施できるようにする。

3. 財政上・税制上その他の支援措置等

- ◎ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。
- ◎ いまだに外税方式による税額計算をせざるを得ない業界に対しては、その事情を把握した上で、必要があれば「外税方式の端数処理の特例」を再び措置する方向で検討する。
- 税務署における納税相談等については、納税者の実情等を踏まえ、相手の立場に立って丁寧に対応する。
- ◎ 延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成 25 年度税制改正時に成案を得る。
- 公共交通運賃・料金の認可手続きについて、消費税率改定による転嫁に伴う改定であることなどの事情を考慮して、申請書類・審査基準を可能な範囲で簡素化するなどの負担軽減方策の検討を行う。